文芸美術国民健康保険組合規約

第一章　総　則

（名称及び目的）
第一条　この組合は、文芸美術国民健康保険組合（以下「組合」という。）と称し、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）に基づいて組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。
（事務所の所在地）
第二条　組合は、主たる事務所を東京都千代田区神田司町二丁目七番地二に置く。
（地区）
第三条　組合は、全国の都道府県をその地区とする。
（公告の方法）
第四条　組合の公告は、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、組合報に掲載して行う。

第二章　組合員

（組合員の範囲）
第五条　組合員は、文芸・美術及び著作に従事するもので第三条の地区内に住所を有するものとする。
2　組合員が、文芸・美術及び著作に従事するものであることの判定基準は、別に定める。
（被保険者の範囲）
第六条　組合は、組合員及び組合員の世帯に属する者をもって被保険者とする。ただし、法第六条各号（ただし、第十号は他の国民健康保険組合の被保険者と読み替えるものとする。）に該当する者を除く。
（加入の申込）
第七条　組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業（使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号又は同条第二項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。
2　前項の加入の申込をした者は、常務理事が加入の申込を決定した日に組合員となる。
3　前項の決定は、第一項の申込をした日から二箇月以内にしなければならない。
（変更の届出）
第七条の二　第七条一項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。
（後期高齢者医療の被保険者の確保に関する法律
第七条の三　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。
2　前項に規定する組合員が、高齢者医療確保法第五十条第二号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。
（脱退）
第八条　組合員は、組合を脱退するには、おおむね一箇月の予告期間をおかなければならない。
（除名）
第九条　次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって、除名することができる。
一　正当な理由がないのに保険料の納付期日後六箇月を経過したにもかかわらず保険料を納付しないとき。
二、法の規定による届出を怠り、又は加入の申込に当って虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。
2　前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもって、その組合員に対抗することはできない。
3　前項の通知を受けた組合員は、その通知を受けた日から三週間以内に理事会に対して、異議の申立をすることができる。
4　理事会は、前項の異議の申立を受けたときは当該組合員から事情を聴取のうえ、申立を受けた日から三週間以内に裁決しなければならない。

第三章　保険給付

（一部負担金等）
第十条　保険医療機関又は保険薬剤師について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬剤師に支払わなければならない。一、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であって七十歳に達する日の属する月以前である場合
十分の三
二、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合
十分の二
三、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）
十分の二
四　法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合　十分の三
（出産育児一時金）
第十一条　組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として四八、〇〇〇円を給付する。ただし、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。
2　前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
（葬祭費）
第十二条　組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として次の通り支給する。
一　組合員
組合加入後満五年未満　七〇、〇〇〇円
組合加入後満五年以上　九〇、〇〇〇円
二　組合員でない被保険者　一〇〇、〇〇〇円
七〇、〇〇〇円
2　前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第四章　保健事業

（保健事業）
第十三条　組合は、法第七十二条の五に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（以下この章において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のため次に掲げる事業をすることができる。
一、伝染病、寄生虫病その他の疾病の予防
二、健康診断
三、栄養改善
四、リクリエーション
五、健康家庭の表彰又は慰安
六、保養所
七、その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業
第十四条　前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、理事会において別に定める。
第十五条　被保険者等でない者に第十三条の保健事業を利用させる場合における利用料については理事会において別に定める。

第五章　保険料

（保険料の賦課額）
第十六条　組合員は、保険料として、次の第一号から第二号のいずれかの額と第三号に掲げる額との合算額を組合に納付しなければならない。
一、組合員（高齢者医療確保法第五十条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
イ　国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）
一九、九〇〇円
ロ　後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。）
五、八〇〇円
ハ　介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）
五、七〇〇円
二、後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として一、〇〇〇円とする。
三、組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、一人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
イ　基礎賦課額
九、六〇〇円
ロ　後期高齢者支援金等賦課額
五、八〇〇円
ハ　介護納付金賦課額
五、七〇〇円
（未就学児世帯支援金）
第十六条の二　基準日（毎年十一月三十日時点）において未就学児（六歳に達する日以降の最初の三月三十一日以前である被保険者）が属する組合員の世帯については、当該年度の十二月以降に賦課する保険料に充てるものとして、未就学児世帯支援金を交付する。
（賦課期日）
第十七条　保険料の賦課期日は、四月一日とする
（納　期）
第十八条　納期告知書に記載された納付額のうち月割をもって算定された金額を毎月末日までに納付しなければならない。
（納期前納付）
第十九条　組合員は、納期告知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る保険料を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係わる保険料をあわせて納付することができる。
（保険料の変更）
第二十条　保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額はその納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割をもって算定した第十六条の額とする。
2　保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第六条第一号から第八号までのいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であることに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割をもって算定した第十六条の額とする。
（納額告知）
第二十一条　保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。
（延滞金）
第二十二条　納期限までに保険料を納付しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が二千円以上であるときは、当該金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。
一、督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
二、次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
三、その他特別の事情があると理事長が認めた場合。
（保険料の納付期限の延長）
第二十三条　理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、三箇月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。
一、納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
二、納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
四、前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。
（保険料の減免）
第二十四条　理事長は、災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった組合員がある場合、その者の申請によって必要があると認められるときは保険料を減免することができる。
（産前産後の保険料軽減）
第二十四条の二　組合員の世帯に属する、出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がいる場合、出産日の属する月（以下「出産月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産月の翌々月までの期間に係る出産被保険者の保険料を軽減する。

第六章　組　合

（組合会議員の定数）
第二十五条　組合会議員の定数は、三十名とする。
（組合会議員の選挙区）
第二十六条　組合会議員の選挙は、各選挙区において選挙する。
2　選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを決める。
（任期）
第二十七条　組合会議員の任期は、選挙の日から起算して三年とする。ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、あらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。
2　組合会の議決事項
第二十八条　組合会は、法第二十七条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
一、特別積立金の繰替使用
二、法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
三、別途積金の設定並びに使用
（組合会の種類）
第二十九条　組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。
（組合会の招集日）
第三十条　通常組合会は、理事会の議決により毎年二月中に招集するのを常例とする。
第三十一条　臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。
（組合会の招集手続）
第三十二条　組合会の招集は、会日の三日前までに会議の目的たる事項及び日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあて送付して行うものとする。
（緊急議決）
第三十三条　組合会においては、出席した議員の三分の二以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第二十七条第一項に掲げる事項については、この限りでない。
（組合会議長、副議長）
第三十四条　組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれた組合会において互選する。
2　組合会議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。
（組合会の議事録）
第三十五条　組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し議長及び出席した組合会議員二名が署名しなければならない。

第七章　役員及び職員

（役員の定数）
第三十六条　理事の定数は、十名とする。
2　監事の定数は二名とする。
（理事長）
第三十七条　理事のうち一名を理事長とし、理事がこれを互選する。
（副理事長）
第三十八条　理事のうち一名を副理事長とし、理事がこれを互選する。
2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
（常務理事）
第三十九条　常務理事は、常時、組合の業務を掌理し、理事がこれを互選する。
2　常務理事は、理事のうち一名を常務理事とし、理事がこれを互選する。
（法令遵守（コンプライアンス）担当理事）
第三十九条の二　理事のうち一名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、理事がこれを互選する。
2　法令遵守（コンプライアンス）担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合の業務を行う。
（役員の任期）
第四十条　理事及び監事の任期は、三年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。
（役員の選挙）
第四十一条　理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえる者が欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。
（理事の職務）
第四十二条　理事は法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
2　理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。
3　理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
（監事の兼職の禁止）
第四十三条　監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。
（監事の職務）
第四十四条　監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。
2　監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。
（報酬及び費用弁償）
第四十五条　役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。
2　報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は別にこれを定める。
（役員の解任）
第四十六条　組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員の解任を請求することができる。
2　前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。
3　第一項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会員から一週間前までにその請求に係る役員に第一項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4　第一項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

（協力員）

第四十七条　組合に協力員をおくことができる。

2　協力員は、理事会において別に定める組合の業務を行う。

（職員）

第四十八条　組合に次に掲げる職員をおく。

一、事務局長

二、事務局次長

三、主事

四、書記

五、雇員

2　事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

3　事務局長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。

4　職員は、理事長が任免する。

5　職員は、事務局長の事務を補佐する。

6　職員の給与は、理事会において別に定める。

第八章　理事会

（理事会の招集）

第四十九条　理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2　理事会の招集は、会日の三日前までに、会議の目的たる事項及び日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし急施を要する場合は、この限りでない。

（理事会の決定事項）

第五十条　理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

一、組合会の招集及び組合会に提出する議案

二、組合業務運営の具体的方針の決定

三、業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項

四、その他この規約に定める事項

（理事会の議事）

第五十一条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　理事会に出席することの出来ない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。

3　前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

（理事会の議事録）

第五十二条　理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事一名が署名しなければならない。

（規約その他書類の備付及び閲覧）

第五十三条　理事長は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員はいつでも、理事長に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。

この場合には理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（経費の支弁）

第五十四条　組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

一、保険料並びに使用料及び手数料

二、補助金及び負担金

三、寄附金その他の収入

（財産の管理）

第五十五条　組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

一、有価証券は、理事会の議決を経て定めた金融機関に保護預けとすること。

二、積立金は、理事会の議決を経て定めた金融機関に預け入れること。

三、現金は、理事会の議決を経て定めた金融機関に預け入れること。

四、前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

（積立金）

第五十五条の二　組合は、施行令二十条第二項の規定に基づき、次の積立をすることができる。

一、退職積立金

二、別途積立金

2　積立金に関し必要な事項は別にこれを定める。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

第五十六条　理事長は、決算の認定を附議する臨時組合会の会日の三日前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつこれらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2　理事長は、監事の意見を添えて前項の書類を臨時組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　組合員は、いつでも、理事長に対し、第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧）

第五十七条　組合員は、総組合員の三分の一以上の同意を得て、いつでも、理事長に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第十章　雑則

（規則及び規程）

第五十八条　この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別に定める。

第十一章　罰則

第五十九条　組合は、組合員が法第二十二条の規定において準用する法第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合、又は法第二十二条の規定において準用する法第九条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、一〇万円以下の過怠金を課する。

第六十条　組合は、組合員又は組合員であった者が正当の理由なしに、法第百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一〇万円以下の過怠金を課する。

第六十一条　組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第六十二条　前三条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第六十三条　第五十九条から第六十一条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、昭和三十四年三月三十一日から施行する。

（規約の廃止）

2　文芸美術国民健康保険組合規約（昭和三十一年四月一日）は廃止する。

（延滞金の割合の特例）

3　第二十二条に規定する延滞金の年七．三パーセントの割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月二十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四．一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七．三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇．一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、昭和三十五年四月一日から施行する。

この間の附則

自　昭和三十七年四月一日

至　平成　十九年四月一日　は省略する。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、認可の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十条第一号、二号及び第三号の規定は、平成二十年四月一日以後に療養の給付を受ける際の一部負担金の額について適用し、平成二十年三月三十一日以前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十二条、第十三条の四及び第十二条の五の規定は、平成二十年度から適用し、施行日前の支給については、なお従前の例による。

3　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十年度以後の保険料について適用し、平成十九年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、認可の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十条第一号、二号及び第三号の規定は、平成二十年四月一日以後に療養の給付を受ける際の一部負担金の額について適用し、平成二十年三月三十一日以前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十二条、第十三条の四及び第十二条の五の規定は、平成二十年度から適用し、施行日前の支給については、なお従前の例による。

3　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十年度以後の保険料について適用し、平成十九年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十一年度以後の保険料について適用し、平成二十年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第十一条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十二年度以後の保険料について適用し、平成二十一年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十三年度以後の保険料について適用し、平成二十二年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第十一条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十三年度以後の保険料について適用し、平成二十二年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十四年度以後の保険料について適用し、平成二十三年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十五年度以後の保険料について適用し、平成二十四年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、認可の日（平成二十五年三月二十二日）から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十五年度以後の保険料から適用し、平成二十四年度以前の保険料については、なお従前の例による。

（適用期日）

3　この規約による改正後の規約第二十五条の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十六年度以後の保険料について適用し、平成二十五年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約の施行日前にこの規約による改正前の規約第七条第一項の規定によりされている加入の申込は、この規約による改正後の規約第七条第一項の規定により、この規約の施行の日以後に納期限の到来する国民健康保険組合の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十九年度以後の保険料について適用し、平成二十八年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和二年度以後の保険料について適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和三年度以後の保険料について適用し、令和二年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和四年六月一日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和五年二月一日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和五年度以後の保険料について適用し、令和四年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、認可の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和六年度以後の保険料について適用し、令和五年度以前の保険料については、なお従前の例による。